

令和8年度

高岡市

夏休みカルチャーアカデミー事業補助金  
募集要項

令和8年4月

高岡市生活環境文化部文化国際課

## 1 募集目的

小学校の夏季休暇期間中における放課後児童健全育成事業を利用する児童の、地域の文化を学び、身近なものとして愛着の育成と、児童の創造性等を育成する活動機会の拡大のため、博物館等が提供する文化体験プログラムを利用する放課後児童健全育成事業の運営事業者に対し支援するものです。

### ※文化体験プログラム

高岡市長が認める高岡市立博物館、高岡市美術館、高岡市万葉歴史館、ミュゼふくおかカメラ館が小学校の夏季休暇期間中に提供する小学生向けの施設見学、文化体験、感想文作成等で構成するプログラム。

## 2 対象事業（以下「補助対象事業」という。）

放課後児童健全育成事業の運営事業者が、放課後児童健全育成事業における活動の一環として、小学校の夏季休暇期間中に文化体験プログラムを利用する事業。

## 3 補助対象者

市内で放課後児童健全育成事業を運営する団体、法人等

（公設・民設いずれの事業者も対象となる。申請者は高岡市長に児童福祉法第34条の8第2項に基づく届出を行っている者）

## 4 補助対象経費

補助対象事業に要する経費のうち次に掲げる経費とする。

- (1) 文化体験プログラム利用料（施設の入館料、観覧料を含む）
- (2) 交通費（文化体験プログラムの利用に当たり生じた公共交通利用料等）
- (3) 借上料（文化体験プログラムの利用に当たり生じたバス借上料等）
- (4) その他市長が適当と認める経費

※実績報告書に領収書の写し等の支払を証する書類の提出が必要です。

※(2)の交通費について、公共交通事業者等から領収書等の支払を証する書類が発行されない場合は、最も経済的かつ合理的な経路及び方法により算出した金額を上限とします。

## 5 補助金の額

補助金の額は、10万円を上限とします。

※補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てます。

※補助金は補助対象事業の完了後、諸手続きの上、指定口座に振り込みます。

※同一事業者に対する補助金の交付回数は、1年度につき1回です。

## 6 申請の流れ

### (1) 利用の申込み

希望する文化体験プログラムを文化国際課に電話でご連絡ください。

(団体名、児童数、同行者数(支援員等)、担当者氏名、連絡先、交通手段をお知らせください。)

受付及び補助金について説明します。

**【連絡先】 高岡市生活環境文化部文化国際課 0766-20-1255**

### (2) 補助金交付申請書の提出

次の書類を電子メール、持参又は郵送で提出してください。様式は高岡市ホームページからダウンロードしてください。

|      |   |
|------|---|
| 提出書類 | ①高岡市夏休みカルチャーアカデミー事業補助金交付申請書（様式第1号）<br>②事業計画書（様式第2号）<br>③振込指定口座の写し<br>（金融機関名、支店番号、口座名義、口座番号がわかるページ）<br>※様式は右の市HPからダウンロードできます。<br><a href="https://www.city.takaoka.toyama.jp/soshiki/bunkakokusaika/1/2/12533.html">https://www.city.takaoka.toyama.jp/soshiki/bunkakokusaika/1/2/12533.html</a> |
| 提出先  | 高岡市生活環境文化部文化国際課<br><E-mail> bunka@city.takaoka.lg.jp<br><住所> 〒933-8601<br>富山県高岡市広小路7番50号（高岡市役所7階）<br><電話番号> 0766-20-1255  |



※応募のあったものから随時受け付けし、申請書類の審査を行います。ただし、予算がなくなり次第、受付を終了します。

### (3) 審査・交付決定

市で審査した後、交付決定通知書を送付します。

※やむを得ず補助対象事業を中止または内容変更する場合は、事前に文化国際課までご相談ください。

※天災（地震・大雨・洪水など）など、不測の事態によりやむを得ず事業の実施が困難となった場合、速やかに高岡市文化国際課までご連絡下さい。

## 7 実績報告等

### (1) 実績報告書の提出

補助対象事業完了後30日以内に、次のとおり実績報告書等を電子メール、持参又は郵送で提出してください。

|      |  |
|------|--|
| 提出期限 | 事業完了後30日以内   |
| 提出書類 | ①高岡市夏休みカルチャーアカデミー事業補助金実績報告書（様式第6号）<br>②事業報告書（様式第6号）<br>③領収書の写し等の支払を証する書類 |
| 提出先  | 高岡市生活環境文化部文化国際課  |

### (2) 審査・補助金確定

市で審査した後、補助金確定通知書を送付します。

## 8 補助金の請求

確定した補助金の請求書を電子メール、持参又は郵送で提出してください。

|      |                                 |
|------|---------------------------------|
| 提出期限 | 補助金確定通知受領後、速やかに                 |
| 提出書類 | 高岡市夏休みカルチャーアカデミー事業補助金請求書（様式第9号） |
| 提出先  | 高岡市生活環境文化部文化国際課                 |